

20 第3子以後の保育料を無料にしました

町では、これまで同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所、幼稚園等に在籍している場合、3人目以後の保育料を無料としておりましたが、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、平成23年4月から、第3子以後の児童のみ保育所（園）に入所する場合でも、当該児童にかかる保育料を無料にしました。保育料無料の対象になる要件は次のとおりです。

- ①保育料負担者と児童が、町内に住民登録があり、居住していること。
- ②保育料負担者が、同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。
- ③保育料負担者が、当該年度の所得税または市町村民税の申告をしており、保育料算定に必要な税書類が提出されていること。
- ④保育料負担者が、前年度分までの町税または保育料を滞納していないこと。（町税または保育料の納付誓約を行い、計画どおり納付している場合は除きます。）

※該当すると思われる方には、4月中に第3子以後保育料無料化（免除）申請書を送りますので、必要事項を記入のうえ5月9日（月）までに子育て支援課へ提出してください。

問い合わせ／子育て支援課（☎581・2121内線253）へ。

21 子どもショートステイ事業を開始しました

町では、4月1日から「子どもショートステイ事業」を開始しました。「子どもショートステイ事業」とは、児童の保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張および学校などの公的事业への参加によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、町と契約した乳児院および児童養護施設（宿泊）で一定期間（原則7日以内）お預かりする事業です。

対象／養育が一時的に困難となった

児童（18歳未満）

施設／2歳未満の児童の場合・康保会玉淀園（大字寄居489番地）、2歳以上の児童の場合・児童養護施設さんあい（深谷市櫛挽15-2）※施設の定員内に空きがない場合等、お預かりできない場合もあります。

費用／

利用者の世帯区分	入所児童の年齢区分	1日当たりの利用料
(1)生活保護法による被保護世帯	2歳未満児	無料
(2)『中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律』による支援給付世帯	2歳以上児	無料
市町村民税非課税世帯（父子家庭、母子家庭および養育者家庭を含む）	2歳未満児	1,100円
	2歳以上児	1,000円
その他の世帯	2歳未満児	5,350円
	2歳以上児	2,750円

申し込み／印鑑を持参し、子育て支援課へお申し込みください。

問い合わせ／子育て支援課（☎581・2121内線252）へ。

22 小児救急電話相談（#8000）を利用しましょう。

県では、休日や夜間の子どもの急病に対する保護者の不安を解消するとともに、患者の集中で疲弊している救急医療機関の負担軽減を図るため、家庭での緊急時の対処方法や受診要否についての電話相談を行なっています。小児科経験のある看護師が相談に応じます。必要に応じて医師の助言を受け対応します。

相談内容／子どもの急病（発熱、下痢、嘔吐など）時の対処方法や受診の必要性について助言

相談時間／月曜日から土曜日（午後7時から午後11時まで）、日曜日・祝祭日・年末年始（午前9時から午後11時まで）

相談方法／電話（#8000）で相談窓口につながります（ダイヤル回線、IP電話、携帯電話の方は、☎048・833・7911へ）。

23 障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当（経過措置分）受給者の方へ

平成22年全国消費者物価指数の実績値（対前年比で0.7%の下落）の結果、『児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律』の規定により平成23年度（平成23年5月支給分）から障害児福祉手当、特別障害者手当および福祉手当（経過措置分）の手当額が次のとおり変更になります。

なお、5月に支給される2月・3月分は平成22年度分のため変更前の額、4月分は平成23年度分のため変更後の額となります。

- ・特別障害者手当（月額）26,440円→26,340円（平成23年4月分から）
- ・障害児福祉手当（月額）14,380円→14,330円（平成23年4月分から）
- ・福祉手当（経過措置分）（月額）14,380円→14,330円（平成23年4月分から）

問い合わせ／北部福祉事務所（☎0495・22・0101）へ。

24 平成23年度の寄居町妊婦一般健康診査等について

妊婦一般健康診査（妊婦健診）に検査項目（2項目）を追加します。

母体や胎児の健康確保と妊娠中の健診費用の負担軽減を図ることを目的に、4月1日より妊婦一般健康診査の内容を一部変更します。



＜変更点＞

・HTLV-1検査^{※1}、クラミジア検査^{※2}が加わりました。

※1 HTLV-1とは、ヒト成人T細胞白血病（ATL）を引き起こすウイルスです。

※2 クラミジアは、性感染症（STI）の一種で最も多い性感染症です。・妊婦健診は、5,000円、8,000円分の助成券となります。

妊婦健診に必要な受診票・助成券は、母子健康手帳交付時にお渡しします。既に母子健康手帳をお持ちの方で4月以降出産される方には、必要となる受診票・助成券を郵送しております。

また、県内外の委託医療機関以外の病院で妊婦健康診査を受ける場合、町では健診費用を補助しておりますので、保健福祉総合センターまでお問い合わせください。

かかりつけ医を持ちましょう。

妊婦健診を受けず、陣痛が始まってから初めて受診する方が増えているようです。普段から健診を受けていないと母体と胎児の状況が分からず産婦人科の受け入れが困難となります。受け入れがしてもらえず、母体と胎児が死亡するという痛ましい事故も起きています。お母さんの健康とおなかの赤ちゃんのためにも、かかりつけの産婦人科医を持ちましょう。

また妊娠に気づいたら、速やかに産婦人科を受診し妊娠の届出をしましょう。

妊娠の届出・母子健康手帳交付窓口／保健福祉総合センター、健康福祉課
問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。

25 予防接種のお知らせ

子宮頸がん予防ワクチン接種

町では、昨年の9月より子宮頸がん予防ワクチン接種事業を実施しております。今年度も引き続き中学1年生～3年生の女子に対する公費接種を実施いたします。接種を希望さ

れる方は保健福祉総合センターで接種券の交付を受けてください。

なお、現在子宮頸がん予防ワクチンは、急速な需要の増大に対応できず、出荷の制限等がされています。そのため、1回接種を受けた方の2・3回目の接種を優先に医療機関では接種を実施することとなっており、1回目の接種予約はしばらくの間できなくなります。

このような状況を受け、昨年度中学3年生だった方で、接種券の交付は受けたが予約がとれなかった場合、3回接種の完了まで公費接種の扱いとします。

今後のワクチンの流通の状況等については広報、ホームページを通じてお知らせしますのでご注意ください。



ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種

3月に毎戸配布しました「寄居町保健事業計画」でお知らせした、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業ですが、同ワクチンを含むワクチン同時接種後の死亡例が報告されたため、国では情報を収集し専門家による因果関係の評価を実施することになりました。また、それまでの間は、国として接種を一時的に見合わせることとなりました。

今後の対応については、随時、広報やホームページを通じてお知らせします。

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。

26 農家の皆さんへ 農業用廃プラスチックの収集・処理方法が変わります

埼玉県園芸協会の解散に伴い平成23年度より、農業用廃プラスチックの収集・処理方法が変更となります。

変更の内容につきましては、改めて農家の皆さんにお知らせする予定です。詳しくは農林課までお問い合わせ下さい。

問い合わせ／農林課（☎581・2121内線402）へ。

27 中央公民館からのお知らせ

寄居町映画会の延期について

4月10日（日）開催予定となっていた、第27回寄居町映画会（武士の家計簿）は6月26日（日）に延期となりました。

すでにお持ちの前売券は、そのまま使用できます。都合により、払い戻し希望の方は、前売券を購入したプレイガイドで払い戻しします。

問い合わせ／N P O 法人市民シアター・エフ（☎551・4592）へ。

こどもえいがかいの中止について

4月9日（土）開催予定となっていました、こどもえいがかいは中止となりました。

問い合わせ／中央公民館（☎581・2662）へ。

28 第50回記念大会「寄居北條まつり」延期のお知らせ

第50回記念大会寄居北條まつり実行委員会では、4月16日（土）・17日（日）に開催予定しておりました「第50回記念大会寄居北條まつり」につきましては、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、被災地の被害状況を勘案すると共に、今後とも計画停電や公共交通機関の混乱などが続くことを熟慮し、開催日を延期することとなりました。

参加申込みをいただきました皆様をはじめ、多くの関係者の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。

なお、開催日等が決まりましたら、改めてお知らせをさせていただきます。

問い合わせ／第50回記念大会寄居北條まつり実行委員会事務局（商業観光振興課内 ☎581・2121内線405）へ。